

グループ3 - (4) ドライバー時間外労働時間短縮の取組の状況

以下が記載された36協定届を添付してください。

項目	記載事項
① 事業の種類	一般貨物自動車運送(トラック)であること
② 事業の名称	事業者名、事業所名
③ 事業の所在地(電話番号)	事業所の住所、電話番号
④ 協定の有効期間	2024年7月1日が期間に入っていること
⑤ 業務の種類	自動車運転者又はこれに類する業務種類の記載があること
⑥ 法定労働時間を超える時間数	1年の法定労働時間を超える時間数 (960時間未満であること)
⑦ 協定の当事者である労働組合の名称又は労働者の過半数を代表する者の職名、氏名	労働組合の名称又は労働者の過半数を代表する者の職名、氏名
⑧ 使用者の職名、氏名	使用者の職名、氏名
⑨ 提出日	2023年7月2日～2024年7月1日の日付であること
⑩ _____労働基準監督署長殿	労働基準監督署の名称
⑪ 受付印	労働基準監督署の受付印

(36協定届の具体例)

※下記①、②以外の36協定届についても、上記内容が記載されているかを

① 時間外労働及び休日労働に関する協定届(例)(様式9号の3の4)(限度時間を超えない場合)

時間外労働及び休日労働に関する協定届(例)(様式9号の3の4)(限度時間を超えない場合)

時間外労働
休日労働

時間外労働
休日労働

時間外労働
休日労働

労働保険番号	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>
法人番号	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>

① 事業の種類 一般貨物自動車運送(トラック)	② 事業の名称 〇〇運輸株式会社 〇〇支店	③ 事業の所在地(電話番号) (〒 〇〇〇 - 〇〇〇〇) 〇〇市〇〇町1-2-3 (電話番号: 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇)	④ 協定の有効期間 〇〇〇〇年4月1日 から1年間
-----------------------------------	---------------------------------	--	--

時間外労働	時間外労働をさせる必要のある具体的事由	業務の種類	労働者数 (満18歳以上の者)	所定労働時間 (1日) (任意)	1日				1年(①については360時間まで、②については320時間まで) 記載日 (任意日)	
					法定労働時間を超える時間数	所定労働時間を超える時間数	法定労働時間を超える時間数	所定労働時間を超える時間数		
① 下記②に該当しない労働者	別添協定書記載の通り	自動車運転者(トラック)	20人	7.5時間	5時間	6.5時間	45時間	55時間	360時間	410時間
	同上	運行管理者	3人	7.5時間	5時間	6.5時間	45時間	55時間	360時間	410時間
	同上	荷役作業員	10人	7.5時間	3時間	3.5時間	30時間	40時間	250時間	300時間
② 1年単位の变形労働時間制により労働する労働者	別添協定書記載の通り	自動車整備士	3人	7.5時間	3時間	3.5時間	42時間	52時間	320時間	370時間
	同上	経理事務員	5人	7.5時間	2時間	2.5時間	20時間	30時間	200時間	320時間

休日労働	休日労働をさせる必要のある具体的事由	業務の種類	労働者数 (満18歳以上の者)	所定休日 (任意)	労働させることができる法定休日の日数	労働させることができる法定休日における始業及び終業の時刻
同上	同上	運行管理者	3人	毎週2回	3	9:00～23:00

上記で定める時間数にかかわらず、時間外労働及び休日労働を合算した時間数は、1箇月について100時間未満でなければならず、かつ2箇月から6箇月までを平均して80時間を超過しないこと(自動車の運送の業務に従事する労働者は除く。)

協定の成立年月日 〇〇〇〇年 〇 月 〇 日

協定の当事者である労働組合(事業場の労働者の過半数を組織する労働組合)の名称又は労働者の過半数を代表する者の職名 氏名 経理担当事務員 山田 花子

協定の当事者(労働者の過半数を代表する者の場合)の選出方法 (投票による選挙)

上記協定の当事者である労働組合が事業場の全ての労働者の過半数を組織する労働組合である又は上記協定の当事者である労働者の過半数を代表する者が事業場の全ての労働者の過半数を代表する者であること。

⑨ 記労働者の過半数を代表する者が、労働基準法第41条第2号に規定する監督又は管理の地位にある者でなく、かつ、同法に規定する協定等をする者を選出することを明らかにして選出される投票、挙手等の方法により選出されたものであること。

⑩ _____労働基準監督署長殿

⑪

② 時間外労働及び休日労働に関する協定届(例)(様式9号の3の5)(限度時間を超える場合 特別条項)

時間外労働及び休日労働に関する協定届(例)(様式9号の3の5)(限度時間を超える場合(特別条項))

1枚目

① ② ③ ④

労働者名簿番号
法人番号

① ② ③ ④

① ② ③ ④

⑤

2枚目

⑥

臨時に限度時間を超えて労働させることができる場合	業務の種類	労働者数 (満18歳以上の者)	1日 (任意)		1箇月 (時間外労働及び休日労働を合算した時間数。 ②については100時間未満に限る。)				1年 (時間外労働のみを算出。 ②については720時間以内。③については 960時間以内に限る。)			
			延長することができる時間数	延長することができる時間数	超過時間を超えて労働させることができる回数 (②については1回以内、③については1回以内。)	超過時間を超えて労働させることができる時間数 (任意)	超過時間を超えて労働させることができる時間数 (任意)	超過時間を超えて労働させることができる時間数 (任意)	超過時間を超えて労働させることができる時間数 (任意)	超過時間を超えて労働させることができる時間数 (任意)	超過時間を超えて労働させることができる時間数 (任意)	
① 下記②以外の者	別紙協定書記載の通り	運行管理者	3人	7時間	7.0時間	4回	60時間	70時間	30%	350時間	670時間	30%
	同上	⑤ 計測事務員	5人	6時間	6.5時間	3回	55時間	65時間	35%	450時間	570時間	35%
② 自動車の運転の業務に従事する労働者	別紙協定書記載の通り	⑤ 自動車運転者	20人	6時間	6.5時間	8回	75時間	85時間	30%	720時間	870時間	30%

⑦

⑧

⑨

⑩

⑪

⑫

※ 見本では、今年度改正後の新様式のみ掲載しておりますが、2024年7月1日（基準日）現在有効の36協定届出書であれば、旧様式のものでも構いません。

厚生労働省 作成による協定書 (記載例)

※記載例の第2条～第4条の数字および点線枠内にある条文については、各事業者の実態に即して時間等の設定や記載可否の判断を行ってください。

時間外労働及び休日労働に関する協定書(例)

〇〇運輸株式会社代表取締役〇〇〇〇(以下「甲」という。)と〇〇運輸労働組合執行委員長〇〇〇〇(〇〇運輸株式会社労働者代表〇〇〇〇)は、労働基準法第36条第1項の規定に基づき、労働基準法に定める法定労働時間(1週40時間、1日8時間)を超える労働及び変形労働時間制の定めによる所定労働時間を超える労働時間で、かつ1日8時間、1週40時間の法定労働時間又は変形期間の法定労働時間の総枠を超える労働(以下「時間外労働」という。)並びに労働基準法に定める休日(毎週1日又は4週4日)における労働(以下「休日労働」という。)に関し、次のとおり協定する。

第1条 甲は、時間外労働及び休日労働を可能な限り行わせないよう努める。

第2条 甲は、就業規則第〇〇条の規定に基づき、必要がある場合には、次により時間外労働を行わせることができる。

	時間外労働をさせる必要のある具体的事由	業務の種類	従事する労働者数(満18歳以上の者)	延長することができる時間		
				1日	1箇月	1年
① 下記に該当しない労働者	季節的な需要、発注の増加に対処するため	自動車運転者(トラック)	20人	5時間	45時間	360時間
	一時的な道路事情の変化等に対処するため					
	季節的な需要、発注の増加に対処するため	運行管理者	3人	5時間	45時間	360時間
② 1年単位の変形労働時間制により労働する労働者	季節的な需要、発注の増加に対処するため	荷役作業員	10人	3時間	30時間	250時間
	予期せぬ車両トラブルに対処するため	自動車整備士	3人	3時間	42時間	320時間
	月末の決算業務	経理事務員	5人	2時間	20時間	200時間

2 自動車運転者(トラック)については、前項の規定により時間外労働を行わせることによって「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準」(以下「改善基準告示」という。))に定める1箇月及び1年についての拘束時間並びに1日についての最大拘束時間の限度を超えることとなる場合には、当該拘束時間の限度をもって、前項の時間外労働時間の限度とする。

3 第1項の規定に基づいて限度時間を超えて労働させる場合における手続及び限度時間を超えて労働させる労働者に対する健康及び福祉を確保するための措置については、次のとおりとする。

限度時間を超えて労働させる場合における手続	労働者代表者に対する事前申し入れ
限度時間を超えて労働させる労働者に対する健康及び福祉を確保するための措置	・対象労働者への医師による直接指導の実施 ・年次有給休暇についてまとまった日数連続して取得することを促した取得の促進 ・職場での時間労働会議の開催

4 自動車運転者(トラック)については、第1項の規定により時間外労働を行わせることによって改善基準告示に定める1箇月及び1年についての拘束時間並びに1日についての最大拘束時間の限度を超えることとなる場合には、当該拘束時間の限度をもって、第1項の時間外労働時間の限度とする。

第5条 第2条から第4条までの規定に基づいて時間外労働又は休日労働を行わせる場合においても、自動車運転者(トラック)については、各条に定める時間数等にかかわらず、時間外労働及び休日労働を合算した時間数は1箇月について100時間未満となるよう努めるものとする。

2 自動車運転者(トラック)以外の者については、各条により定める時間数等にかかわらず、時間外労働及び休日労働を合算した時間数は、1箇月について100時間未満でなければならず、かつ2箇月から6箇月までを平均して80時間を超過しないこととする。

第6条 第2条から第4条までの規定に基づいて時間外労働又は休日労働を行わせる場合においても、自動車運転者(トラック)については、改善基準告示に定める運転時間の限度を超えて運転業務に従事させることはできない。

第7条 甲は、時間外労働を行わせる場合は、原則として、前日の終業時刻までに該当労働者に通知する。また、休日労働を行わせる場合は、原則として、2日前の終業時刻までに該当労働者に通知する。

第8条 第2条及び第4条の表における1年の起算日はいずれも〇年4月1日とする。

2 本協定の有効期間は、〇年4月1日から〇年3月31日とする。

〇年3月12日

〇〇運輸労働組合
執行委員長 〇〇〇〇 印
又は 〇〇運輸株式会社
労働者代表 〇〇〇〇 印
〇〇運輸株式会社
代表取締役 〇〇〇〇 印

第3条 甲は、就業規則第〇〇条の規定に基づき、必要がある場合には、次により休日労働を行わせることができる。

休日労働をさせる必要のある具体的事由	業務の種類	従事する労働者数(満18歳以上の者)	労働させることができる法定休日の日数並びに始業及び終業の時刻
季節的な需要、発注の増加に対処するため	自動車運転者(トラック)	20人	・法定休日のうち、2選を満して1回 ・始業時刻 午前9:00 ・終業時刻 午後11:00
季節的な需要、発注の増加に対処するため	運行管理者	3人	・法定休日のうち、4選を満して2回 ・始業時刻 午前9:00 ・終業時刻 午後11:00

2 自動車運転者(トラック)については、前項の規定により休日労働を行わせることによって、改善基準告示に定める1箇月及び1年についての拘束時間並びに1日についての最大拘束時間の限度を超えることとなる場合には、当該拘束時間の限度をもって、前項の休日労働の限度とする。

第4条 通常予見することのできない業務量の大幅な増加等に伴う臨時の場合であって、次のいずれかに該当する場合は、第2条の規定に基づき時間外労働を行わせることができる時間を超過して労働させることができる。

	臨時的に限度時間を超えて労働させることができる場合	業務の種類	従事する労働者数(満18歳以上の者)	延長することができる時間		
				1日	1箇月	1年
① 下記に該当しない労働者	突発的な顧客需要、発注の増加に対処するため	運行管理者	3人	7時間	4回	60時間
	予算、決算業務の集中	経理事務員	5人	6時間	3回	55時間
② 自動車の運転の業務に従事する労働者	突発的な顧客需要、発注の増加に対処するため	自動車運転者(トラック)	20人	6時間	8回	75時間

2 前項の規定に基づいて限度時間を超えて労働させる場合の割増率は35%とする。
お、時間外労働が1箇月60時間を超過した場合の割増率は50%とする。

36協定届に1年の法定労働時間を超える時間数(960時間未満)の記載がない場合は、36協定届に加え必ず「協定書」のコピーを添付してください。

労働組合の代表者又は労働者代表の氏名、押印があること。
使用者の代表者の氏名、押印があること。